

令和7年11月11日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社ジェイアール東日本企画（東京都渋谷区）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 榎本 （内線：2511）

○契約課 課長補佐 大平 （内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 黒木 （内線：5880）

経理調達課 課長 池田 （内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指 名 停 止 措 置 業 者	住 所
株式会社ジェイアール東日本企画	東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号

2. 指名停止措置期間

令和7年11月11日から令和8年8月10日まで（9ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

国土交通本省及び観光庁が令和5年度に（株）ジェイアール東日本企画に交付した補助金2件に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に記載して国土交通本省等に提出し、補助金を過大に請求していた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、補助金を過大に請求していたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内